

商標「姫南高」使用要領

(目的)

第1条 この要領は、和歌山県が育成したウメ品種「NK14」（品種登録名、以下「本品種」という。）の振興を図るために登録した商標登録第 6496919 号標準文字商標「姫南高」（以下「本商標」という。）の使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の届出)

第2条 和歌山県内で本品種の果実を生産する者であつて、本商標の使用を希望する者は、その使用開始日までに使用届（別記第1号様式又は別記第2号様式）を和歌山県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

2 前項の使用届を行った者（以下「使用届出者」という。）は、前項の使用届の内容に変更があった場合は、速やかに、変更届（別記第3号様式又は別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

3 使用届出者は、使用届及び変更届を、住所地を管轄する振興局農林水産振興部を經由し、研究推進課に提出するものとする。

4 使用届出者が生産した本品種の果実を用いた冷凍果実、加工果実、果実飲料及び果実酒を製造又は販売する者は、その商品に本商標を使用することができるものとする。

(使用料)

第3条 本商標の使用料は、無料とする。

(使用状況調査等)

第4条 知事は、使用届出者に対し、本商標の使用状況等について調査、又は報告を求めることができる。

(使用の禁止)

第5条 使用届出者が次の各号のいずれかに該当する場合、本商標の使用を禁ずることができる。

- (1) 本品種でないウメ品種に本商標を使用した場合
- (2) 本商標と誤認される類似の文字を使用した場合
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
- (4) その他知事が不適切であると判断した場合

(損害賠償等)

第6条 前条に基づく本商標の使用の禁止により、使用届出者又は第三者に損害が生じた

場合において、和歌山県は、その損害について賠償する責任を負わない。

- 2 使用届出者は、本商標の使用により和歌山県又は第三者に損害を与えた場合には、その損害について賠償する責任を負う。

附 則

この要領は、令和4年3月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別記第1号様式

商標「姫南高」使用届

年 月 日

和歌山県知事 様

住所：

氏名：

商標「姫南高」を使用したいので、商標「姫南高」使用要領に定める内容を承諾の上、下記のとおり使用届を提出します。

記

生 産 面 積	
使用開始予定日	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス	

※記載いただいた個人情報は本要領に関連する目的以外に使用することはありません。

別記第2号様式

商標「姫南高」使用届

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所：

団 体 名：

代表者名：

商標「姫南高」を使用したいので、商標「姫南高」使用要領に定める内容を承諾の上、下記のとおり使用届を提出します。

記

生産者名	生産面積	使用開始予定日	電話番号	FAX 番号	メールアドレス

※記載いただいた個人情報は本要領に関連する目的以外に使用することはありません。

別記第3号様式

記載事項変更届

年 月 日

和歌山県知事 様

住所：

氏名：

商標「姫南高」使用届に記載の内容につきまして、下記のとおり変更がありましたので、変更届を提出します。

記

■ 変更事項

※変更後の情報をご記入ください。

変更がない項目については、改めて記入いただく必要はございません。

生 産 面 積	
住 所	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス	

※記載いただいた個人情報は本要領に関連する目的以外に使用することはありません。

別記第4号様式

記載事項変更届

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所：
団 体 名：
代表者名：

商標「姫南高」使用届に記載の内容につきまして、下記のとおり変更がありましたので、変更届を提出します。

記

■変更事項

※変更後の情報をご記入ください。

変更がない項目については、改めて記入いただく必要はありません。

生産者名	生産面積	住 所	電話番号	FAX 番号	メールアドレス

※記載いただいた個人情報は本要領に関連する目的以外に使用することはありません。